

和歌山工業高等専門学校施設・設備・環境整備委員会規則

制 定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第12条の2、和歌山工業高等専門学校における施設マネジメント指針（以下「指針」という。）第5条並びに和歌山工業高等専門学校の環境に関する基本方針（以下「環境方針」という。）第3条の2に基づき、和歌山工業高等専門学校施設・設備・環境整備委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 施設・設備の計画・整備に関する事項。
- 二 施設・設備の維持管理に関する事項。
- 三 施設・設備の活用状況の点検・評価に関する事項
- 四 施設・設備の利活用に関する事項。
- 五 環境方針の定期的な見直しに関すること。
- 六 環境目的・目標に関すること。
- 七 環境マネジメントシステムに関すること。
- 八 環境目的・目標・プログラムの達成状況の確認とその是正に関すること。
- 九 環境に係る監視、調査、測定の実施に関すること。
- 十 その他施設整備や環境に配慮した取組に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 企画会議構成員

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、前条第1項第一号の委員会のうち1名がその職務を代行する。
- 4 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(施設・設備の調査報告)

第5条 学内の各委員会等は、本委員会の要請があった場合には、それぞれに視点で施設の現状を調査し、委員長に調査報告書を提出しなければならない。

(施設マネジメント部会)

第6条 委員会は、指針に基づく施設・設備に関する具体的な計画、立案及び調査をさせるために、施設マネジメント部会（以下「施設部会」という。）を置くことができる。

2 施設部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 第3条第一号の委員の中から校長が指名したもの
- 二 総務課長
- 三 学生課長
- 四 総務課課長補佐（施設担当）
- 五 学生課課長補佐
- 六 施設係長
- 七 その他校長が必要と認めたもの

3 施設部会に部会長を置き、前項第一号に掲げる者をもって充てる。

（環境マネジメント部会）

第7条 委員会は、環境方針に基づく具体的な計画、立案及び調査をさせるために、環境マネジメント部会（以下「環境部会」という。）を置くことができる。

2 環境部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 校長が指名した者
- 三 総務課長
- 四 学生課長
- 五 総務課課長補佐（施設担当）
- 六 学生課課長補佐
- 七 施設係長
- 八 その他校長が必要と認めたもの

3 環境部会に部会長を置き、前項第一号に掲げる者をもって充てる。

（事務）

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山工業高等専門学校施設マネジメント委員会規則（平成19年3月20日制定）並びに和歌山工業高等専門学校環境マネジメント委員会規則（平成19年3月20日制定）は廃止する。